

二本松市ネーミングライツ事業（提案募集）

に係る募集要項

1 趣旨

この要項は、二本松市ネーミングライツ事業実施要綱（以下「要綱」という。）第6条第2項の規定に基づき、市が民間事業者等からの提案を募集する方法（以下「提案募集」という。）によりネーミングライツ事業を実施する場合における対象施設、応募方法、その他必要な事項について定めるものである。

2 概要

「ネーミングライツ」とは、市と民間事業者等との契約により、対象施設に通称を付与する権利をいい、ネーミングライツを取得した民間事業者等（以下「ネーミングライツスポンサー」という。）から通称を付与する権利の対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、対象施設等の持続可能な運営及び利用者のサービス向上を図るものである。

ネーミングライツ事業実施期間中は、市は通称を積極的に使用するが、条例上の施設名称については変更せず、議会等において必要な場合は条例上の施設名称を使用する。

また、ネーミングライツ料については、原則、当該対象施設等の維持管理や運営費に充てる。

3 実施のメリット

- ・市民や市にとっては、新たな財源を得ることにより、施設の拡充や利用者へのサービス向上が期待できる。
- ・ネーミングライツスポンサーにとっては、命名した通称が市の広報活動やイベントの開催等を通じてメディアに露出することによる宣伝効果や、地域貢献として活性化を支援しているなどのイメージアップ効果が期待できる。

4 応募資格

応募資格を有するものは、法人及び団体とする。ただし、要綱第4条各号に該当するものは除く。

5 対象施設

以下の条件に当てはまるものを対象とする。

- ・施設の知名度が高く、多くの利用者が見込めること
- ・対象施設の設置目的の妨げにならないこと

※施設の性格等から通称を付するのが適当でない施設（市の庁舎、学校、幼稚園、保育所、病院等）は、対象施設としない。

※既にネーミングライツ事業を実施している施設は、対象施設としない。

6 通称

通称は、市民や施設利用者にとって、親しみやすく分かりやすいものとする。ただし、要綱第5条各号に該当しないものとする。なお、原則として契約期間中の変更はできない。

7 ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、各施設の利用者数、知名度、維持管理経費等を総合的に勘案し、設定することとする。

8 契約期間

契約期間は、原則5年以上とする。

9 ネーミングライツ以外の権利

市は、ネーミングライツスポンサーが希望するネーミングライツ以外の権利（以下「スポンサーメリット」という。）を付与することができる。

10 指定管理者制度導入施設について

指定管理者が管理する施設について応募があった場合は、市は、ネーミングライツ事業の実施等について指定管理者と協議し、合意を得た上で委員会において審査するものとする。

11 応募方法等

(1) 応募方法

応募者は、ネーミングライツ事業応募申請書（要綱第1号様式）により、要綱第8条に規定する書類を添えて提出する。

(2) 受付期間

受付期間は、随時とする。

(3) その他

通称を考案するために施設の現地確認を応募者が希望する場合、別途協議する。

12 審査

(1) 審査内容

二本松市ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）は、以下の事項に

ついて審査し決定する。

- ・ネーミングライツスポンサー
- ・施設の通称
- ・ネーミングライツ料
- ・スポンサーメリット
- ・その他ネーミングライツに関する事項

(2) 審査方法

委員会は、上記審査内容について書類審査により審査を行うこととするが、必要に応じて申請者にヒアリングや追加書類の提出を求めることができる。

(3) 施設特定募集への切り替え

委員会は、提案募集により提案のあった施設について、市があらためて募集を行うことにより複数の応募が見込まれる場合は、期間を定めて公募する方法（施設特定募集）に切り替えることができるものとする。

1 3 契約

(1) 契約の締結

市は、採用決定したネーミングライツスポンサーとの間で、ネーミングライツ事業に関する契約を締結する。

(2) 契約の解除

市は、ネーミングライツスポンサーの事情または瑕疵により、通称の維持が困難な場合は、契約を解除することができる。この場合、契約解除に伴う原状回復等に必要な費用は、ネーミングライツスポンサーが負担するものとする。

1 4 費用負担

通称の表示に伴う費用負担は、次のとおりとする。

区 分	市	ネーミングライツ スポンサー
看板等の設置及び既存看板の変更		○
契約期間満了後（契約の解除も含む）の原状回復		○
看板の維持管理経費		○
設置した看板を起因とした第三者への損害賠償		○
市が作成するパンフレット等の印刷、ウェブサイト、広報紙に関する経費	○	